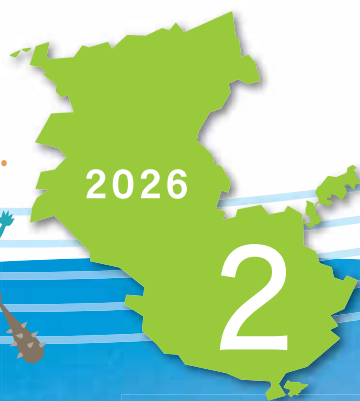


＼ 健保と年金 ＼

# ほっと便



わかやま

みなへ町 南部梅林

主な内容

- P2 令和7年度 年金委員・健康保険委員表彰 / 社会保険・労働保険のWEB動画
- P3 令和7年度年金制度改正(厚生年金保険関係)の概要について
- P4 今年度の健診はお済みでしょうか / 保健事業の推進について
- P5 施設利用会員証(紙カード・WEB版)更新のお知らせ
- P6 熊野川舟下り・瀬峡めぐりのご案内 / 年金教室の結果 / 社会保険クイズ

# 令和7年度 年金委員・健康保険委員表彰

令和7年11月12日(水)、和歌山ビッグ愛大ホールにおいて、社会保険事業の推進・発展のために尽力され、功績が顕著と認められた方々に対して、日本年金機構・全国健康保険協会から令和7年度の委員表彰が行われました。受賞されました皆様をご紹介します。おめでとうございます。

## 【健康保険委員】

### ★厚生労働大臣表彰

太田 明美 (内藤会計事務所 内藤博次)

### ★全国健康保険協会理事長表彰

高下 敦子 (新光産業 有限会社)

中口 公子 (株式会社 中口板金工作所)

### ★全国健康保険協会和歌山支部長表彰

白井 真由美 (三洋住宅 株式会社)

中村 彰 (高田機工株式会社 和歌山工場)

波田 宗樹 (株式会社 エビス商会)

浦 貞治 (株式会社 サンコー)

## 【年金委員】

### ★日本年金機構理事長表彰

寺村 昇道 (株式会社 富士商会)

### ★日本年金機構理事表彰

中尾 正人 (株式会社 丸和)

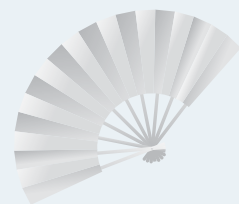
横田 憲彦 (社会福祉法人

琴の浦リハビリテーションセンター)

吉見 朋美 (オカジ紙業 株式会社)

尾崎 美鈴 (社会福祉法人 紀伊の郷 日置川みどり園)

受賞者 (順不同・敬称略)



## 社会保険・労働保険のWEB動画(研修用)配信中!

**ライフステージにおける社会保険・労働保険**

この動画は、「ライフステージにおける社会保険・労働保険」をベースとして作成されています。お手元にテキストがなくてもご視聴いただければ社会保険・労働保険について理解していただけるようにポイントを絞って説明しております。

2025年度版  
UIC-640-8319  
ライフステージにおける  
社会保険・労働保険  
動画制作：柳田 恵一

- ▶ 全編(約57分)
- ▶ 社会保険の手続き(約12分)
- ▶ 働き方と社会保険(約11分)
- ▶ ケガや病気(約13分)
- ▶ 結婚・出産・育児・介護の手続き(約12分)
- ▶ 退職後の手続き(約11分)

- 全国社会保険協会連合会が発行の「ライフステージにおける社会保険・労働保険」(2025年度版)を教材とするWEB動画が和歌山県社会保険協会のホームページから視聴できます。
- トップページの「お知らせ」欄をご覧ください。パスワードは、ほっと便令和7年12月号と同封のご案内チラシに記載しています。
- 当教材のテキスト(PDF)も同ページよりご覧いただけますので、ご利用ください。
- 講師 柳田 恵一 特定社会保険労務士  
当教材を2024年度版から監修、月刊社会保険誌の「Q&A」を執筆されています。

## 令和7年度 社会保険協会費の納入について(お礼とお願い)

和歌山県社会保険協会の協会費の納入につきまして、今年度も会員事業主の皆様にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会はこの協会費を唯一の財源としまして、各種事業を実施しています。

この度、納入がお済みでない会員事業主様へ社会保険協会費の「振込依頼書」を同封いたしましたので、年度内(令和8年3月末まで)の納入につきまして、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



職場の健康づくりを  
応援します!

### ● 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F  
☎: 073-426-1555 FAX: 073-426-1565





**日本年金機構**  
からののお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号  
和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸二丁目1番43号  
田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

## 令和7年年金制度改正（厚生年金保険関係）の概要について

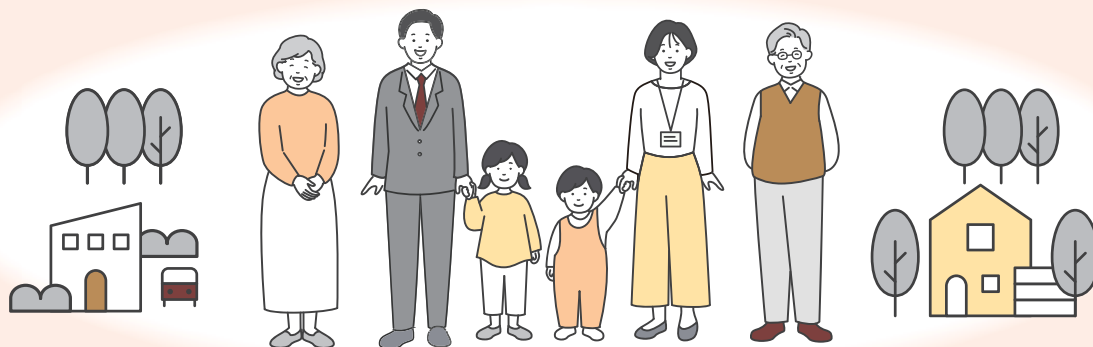
### 1. 改正の目的 趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額上限の段階的引上げ及び個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずることとされ、令和7年6月20日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。このうち厚生年金保険関係の改正概要についてお知らせいたします。

### 2. 改正概要及び施行日

#### 【厚生年金保険関係】

改正項目	改正概要	施行日
短時間労働者に係る企業規模要件の撤廃	○短時間労働者の適用要件のうち、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。 ・令和9年10月：36人～50人 ・令和11年10月：21人～35人 ・令和14年10月：11人～20人 ・令和17年10月：撤廃	R9.10 R11.10 R14.10 R17.10
個人事業所における非適用業種の解消	○常時5人以上の従業員を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ただし、施行日前から開業している既存事業所は、当分の間、適用しない。（非適用業種の例：農業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等）	R11.10
短時間労働者に係る賃金要件の撤廃	○短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件（月額8.8万円）を撤廃する。なお、最低賃金法の減額特例対象者（障害により著しく労働能力が低い者等）は、被用者保険の適用除外とする。 ○最低賃金法の減額特例対象者で月額賃金8.8万円未満の短時間労働者は、申出により任意加入することができる。	公布から3年以内
保険料調整制度の創設	○適用拡大に伴う経過措置として、事業主と被保険者の保険料負担割合を変更することで被保険者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半（50%）を超えて事業主が負担した保険料を3年間調整する。	R8.10
厚年法における標準報酬月額上限引上げ	○標準報酬月額上限を65万円（32等級）から75万円（35等級）に段階的に引き上げる ・令和9年9月：68万円 ・令和10年9月：71万円 ・令和11年9月：75万円 ○標準報酬月額等級上限の改定ルールを「全被保険者に占める最高等級該当の被保険者割合が一定（4%）を超える状態が継続した場合」に見直す。	R9.9 R10.9 R11.9



#### ● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ



## 今年度の健診はお済みでしょうか



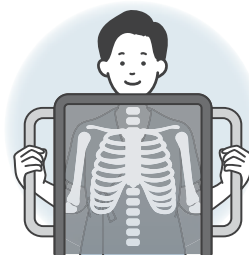
協会けんぽでは年度内にお一人様につき1回、健診の費用補助を行っております。まだ健診を受けられていない方は、ぜひ協会けんぽの健診をご利用ください。

### 【生活習慣病予防健診】

#### ・対象者 … 35歳～74歳の被保険者

血液検査や尿検査などの一般的な検査に、胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診です。

総額19,000円相当の健診が費用補助により（自己負担額最高）5,282円で受診できます。



### 【特定健診】

#### ・対象者 … 40歳～74歳の被扶養者

身体測定や血液検査、尿検査などの基本的な検査項目を受診することができます。

自己負担額は受診する健診機関により異なります（協会けんぽが7,150円を補助します）。



## 協会けんぽは保健事業を一層推進します



協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康保持・増進につなげるため、令和8年4月から、次の3つの事項について健診を充実させ、保健事業をより一層推進いたします。

### 人間ドック健診に対する補助

- ・35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した**人間ドック健診**に対する定額補助を実施します（一定の水準を満たす健診機関が対象となります）。



### 若年層を対象とした健診

- ・35歳以上の被保険者を対象としている生活習慣病予防健診について、**新たに20歳、25歳、30歳の被保険者**が対象となります（検査項目は、生活習慣病予防健診の項目から胃がん検診と大腸がん検診を除いたものとなります）。

### 生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ・40歳以上の偶数年齢の女性を対象に**骨粗鬆症検診**を実施します。
- ・検査項目や自己負担額の見直しを実施します。



## 施設利用会員証（紙カード・WEB版）更新のお知らせ

会員事業所の被保険者やご家族の方が契約施設を利用される際、窓口等へ提示が必要な「施設利用会員証」（紙カード及びWEB版）は3年毎に更新を行いますので、**今年の3月31日に期限が到来**します。

### 紙カードの「施設利用会員証」について

- 現在の会員証（みず色）の有効期限は2026年03月31日です。有効期限を過ぎると使用できません。  
※期限が経過した会員証は廃棄をお願いします。ご返却は不要です。
- 新会員証**（うす紫色）の有効期限は**2029年03月31日**です。新会員証の交付を希望される会員事業所様は、**令和8年3月より順次発行しますので郵送にてお申込みください**。  
お申込み等の詳細は、当協会HPのトップページ「施設利用会員証のお申込み」⇒「施設利用会員証（WEB版含む）の申込方法等」をご覧ください。

【現在の会員証（紙カード）】※みず色  
※裏面の有効期限は**2026年**03月31日



【新会員証（紙カード）】※うす紫色  
※裏面の有効期限は**2029年**03月31日



### WEB版の「施設利用会員証」について

- 現在の会員証（みず色）の有効期限は2026年03月31日です。有効期限を過ぎると使用できません。
- 新会員証**の色は従来どおり（みず色）です。有効期限は**2029年03月31日**になります。
- 新会員証を取得するには、「当協会会員専用ページ」の**ユーザー名及びパスワードが必要**です。  
**4月1日にユーザー名等と有効期限を更新**します。新しいユーザー名等は「**ほっと便4月号**」に同封の案内チラシでご連絡いたします。案内チラシ到着後に新会員証（WEB版）を取得してください。
- 「ほっと便4月号」は4月1日に発送しますが、チラシ到着までに新会員証（WEB版）が必要な会員事業所様は、上記《紙カードの「施設利用会員証」について》に記載のとおり紙カードのお申込みをお願いいたします。

### 【WEB版会員証の取得手順】

- 当協会HPのトップページ「施設利用会員証のお申込み」をクリック
- 「WEB施設利用会員証」の表示は和歌山県社会保険協会・会員専用ページへをクリック
- 新しいユーザー名及びパスワードを入力してログイン
- WEB施設利用会員証のボタンをクリック
- 施設利用会員証の画面に会員事業所名を入力してください（例：〇〇〇〇株式会社等）
- 入力して進むをクリック
- 施設利用会員証のWEB版（右）が表示されます
- 画面をスクロールすることで「有効期限」欄が表示されます
- スクリーンショットでご利用される場合は「有効期限」欄まで表示し、保存してください。

※会員事業所様を退職された被保険者の方（そのご家族含む）は施設利用会員証（紙カードまたはWEB版）はご利用できません。



〈新会員証のスマホ画面〉

職場の健康づくりを  
応援します！

●一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F  
☎: 073-426-1555 FAX: 073-426-1565



## 水上の参詣道～熊野川舟下り～ / 山・水・岩の大渓谷～瀨峡めぐり～

熊野古道は古来、熊野三山と呼ばれる熊野本宮大社（田辺市）、熊野那智大社（那智勝浦町）、熊野速玉大社（新宮市）への参詣に利用された古道で、平成16年7月に世界遺産に登録されました。

この「紀伊山地の霊場と参詣道」は古道巡りの観光として、海外の旅行者からも人気を集めています。当協会では、(一財)熊野川町ふれあい公社様との契約による乗船料の優待及び補助券発行の事業を今年も実施します。**お申込み方法等詳細は、当協会ホームページ「熊野川舟下り・瀨峡めぐり」をご覧ください。**

### 「熊野川舟下り」

- ★ご予約 … 熊野川川舟センター ☎0735-44-0987  
新宮市熊野川町田長54-8 (道の駅 瀨峡街道熊野川内)
- ★期 間 … **令和8年3月1日～令和8年11月30日**
- ★料 金 … (大人) 中学生以上 …… 4,950円⇒4,500円(割引後)  
(小人) 4歳～小学生 …… 2,200円⇒2,000円(割引後)  
※4歳未満は乗船不可
- ★コース … 歴史の参詣道、熊野川下りの舟旅  
熊野速玉大社横の河原まで約16km・約90分



(提供)公益社団法人和歌山県観光連盟



### 「瀨峡めぐり」

- ★ご予約 … 熊野川川舟センター ☎0735-44-0987 ※左記と同じ  
**当日の乗船受付、料金支払いは玉置口サテライトになります**  
新宮市熊野川町玉置口8-1 玉置口サテライト
- ★期 間 … **令和8年3月1日～令和8年11月30日**
- ★料 金 … (大人) 中学生以上 …… 3,000円⇒2,700円(割引後)  
(小人) 4歳～小学生 …… 1,500円⇒1,350円(割引後)  
※4歳未満は乗船不可
- ★コース … 瀨峡(瀨八丁)の大自然をめぐる舟旅約40分



★当協会発行の「施設利用会員証」を受付へ提示すれば上記割引が受けられます。

★施設利用券(補助券)を発行します!

当協会よりコースが選択できる補助券を先着100枚(1,000円※1グループ2名以上の乗船に限る)発行します。

当補助券の有効期間は**令和8年3月1日～同年11月30日**迄で上記割引との併用が可能です。

当日受付へ提出してください。

「熊野川舟下り」及び「瀨峡めぐり」の詳細は、公式ホームページ 川舟センター <https://www.kawabune.info> をご確認ください。



## 令和7年度の年金教室を開催しました!

会員事業所様の社会保険事務担当者並びに年金委員の方等を対象に年金制度をさらに理解していただくための年金教室を和歌山市・田辺市の2会場で開催しました。 ※( )内は参加者

- 11月7日：和歌山ビッグ愛(47名：右写真)
- 11月19日：県立情報交流センター Big・U(18名)

当日は、日本年金機構(和歌山東・田辺年金事務所)の職員の方が「届出誤りが多い事例について」、東谷美希 特定社会保険労務士(合同会社 労務アシスト)が「老齢・障害・遺族年金について」解説していただきました。

講師の方々、並びに受講者の皆様ありがとうございました。



## 社会保険クイズ

在職中の年金(在職老齢年金)に関するクイズです!

70歳未満の方が会社に就職し、厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。次の **A** **B** に入る数字は何でしょうか?

現在、老齢厚生年金の受給者で厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方は、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額(標準報酬月額+月額換算した直近1年間の賞与)の合計額が **A** 万円を超える場合、老齢厚生年金のうち、当該超えた額の2分の1が支給停止されます。なお、令和8年4月から、この合計額が **B** 万円に引き上げられます。

ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご意見等をご記入の上、2026年3月31日(火)までに下記(発行所)あてご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)なお、ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

### 発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

